

「父親」・「父権」・「父性」の復権論の系譜

～その批判的検討～

天沼 香

はじめに

本稿は、拙著『日本史小百科〈近代〉——家族——』(1997年、東京堂出版)および拙稿「近代日本における父子関係」(『東海女子大学紀要』第17号、1998年3月)の続編として位置付けられるべきものである。

殊に、後者で述べた「父親という存在の社会的なありようを、歴史的、構造的に明らかにする」ことを、本稿も引き続き目差している。

本稿では、その主旨に沿って、これまでもありながら、1990年代後半に入ってあたかも為にするかの如く強調されるようになってきた、学界や言論界における「父親」・「父権」・「父性」の復権論を系譜的に検証し、批判的にその意味合いを明らかにしたいと考えている。そのうえで、「異文化接触としての父子関係」の今後の展望に言及するための縁として私が行なった「父親」並びに「父子関係」に関するフィールド・ワークの成果を提示する予定だが、本稿では枚数の制限もあるので、そこまで一挙に掲載することは不可であろうと思われるから、その直前のところまでを本稿の範囲とするつもりである。

1、国家主義的「父親」・「父権」・「父性」論

国家主義ひいては国粹主義的な思考を明確に有する石原慎太郎は、20世紀最末期におけ

る日本という「国家」の諸々の停滞の原因の根幹に、「家族」関係の希薄化をみる。

当然のこととして彼は、「連帯というものの最大限のユニットである国家と、最小限のユニットである家族との関係」⁽¹⁾を、不可分に連続的なものとして捉える。このように捉えるところから彼は、日本という「国家」を再構築するためには、国家と個々人との関係性を強化し直さなければならないと考え、そのためにはまず、個々人の家族への帰属感、連帯感を取り戻さなければならない、とするのである。

そうして石原は、以前からありながら1990年代後半に至って、異様なまでの流行的思潮となった「父性の復権」「父権の復権」「父親の復権」といった論調に乗って、個々人の家族への回帰のために、父親の果たすべき役割を、ひいては「立国」のための「父性」の重要性を説く。

果たして彼は、「家庭は国の石垣」「父性がなければ『私』は立たない」「母親より父親の方が重い存在だ」「父親は戦って家族の命を守る」「母親と父親が平等では子供が混乱する」「父権が喪失したのは母権が強くなりすぎたからだ」「家風をつくるのは父である」「戦後民主主義による父性の崩壊」「立国は父性なり」「父性によって社会、国家が生き生きとしてくる」等々と言いつのる⁽²⁾。

まずは、こうした見方に縛り付けられている石原の、きわめてステレオタイプ化された

「父親」像をみておこう。「一家が突如の危険に遭遇した時、誰が戦うのか…。戦うのはやはり父親です。…男は仕事上の敵やライバルと心理的ではあっても毎日格闘し働いて妻子を養っているのだ。そういう父親だからこそ、子供に対するすべて絶対、オールマイティな権限をかざして当然のことなのだ。…家で誰がいちばん偉いのか…現に体をすり減らして働いている父親だと私は信じている。父親がいちばん家庭で大事なんだ、偉いんだ、ありがたい存在なんだ…⁽³⁾」。

体を張って家族を守る、死に方を子供に示す、心身をすり減らして働いて妻子を養う、これこそが〈あるべき〉父親の姿であり、そうしたことを実践しているがゆえに、家族のなかで一番、偉い存在、有難い存在といったところが、石原の基本的な父親観ということになる。

そうした父親の、母親とは異なる子どもへの責務として石原は、社会規範を教えることを重視する。私などは、子どもに社会規範を教えるべきは何も父親に限ったことではなく、母親でもどちらでもよいと考えている。

しかし石原は、「社会の規範について父親が教えるということは、母と子供の一体感、母親に抱合、包含される一体感を切り離し乳離れをさせること⁽⁴⁾」として、社会規範の教授をすぐれて父性的なものに見做し、母性原理に対立する行為と捉える。

こうした社会規範を父親が子どもに教えるという「伝統」は、日本でも前近代の武家社会においては「武士道」の伝授といったかたちで脈々と続いてきた、と石原は指摘する。封建支配層にして継承すべき家祿、家格、家柄を有する「名家」にあっては、石原の言う通りであった。が、被支配層たる農山漁村民の日常にとっては、そうしたことは全く無縁の事柄であったことはいうまでもない。わけでも志摩の漁村等で典型的にみられたように生業に関して女（妻）たちの方が主たる働きを成し、男（夫）たちはその補助的な役割を担ってきたような地方では、必然的に女たち

の経済力に伴う社会的発言力が、男のそれを上回っており、したがって子どもの社会化に関しても母親のほうが強い影響を及ぼしていたのだ。

そこまではいかなくとも、封建体制下の農山漁村民たちは、貧困のゆえに男女（夫婦）ともに等しく朝から晩まで働かざるをえなかったのであり、男（夫）がひとり家を支えているなどという体制にはなかった。男女（夫婦）が共に労働に従事し、生産に関与するわけだから、封建被支配層の「家」にあっては、男（夫）がふんぞり返って女・子どもに対して自らを優位に置いて強権を発動するようなことは少なかった。その経済的基盤がなかったからである。

少なくとも彼らの「家」にあっては、封建支配層の「家」におけるよりは、夫婦間の身分的格差はずっと小さかった。夫（父親）が圧倒的優位に立って、他の家族成員を統制し、教え導くという立場を確立していたとは言い難いのである。

加えて、彼ら被支配層の間には、男尊女卑、夫唱婦随、長幼の序、男女七歳にして席を同じうせず等々の儒教的道徳観念も〈支配層におけるほどには〉浸透していなかった。

このように、実践道徳としての儒教の徳目の呪縛からも遠く、そうして何よりも共に直接的に生産に関与していただけに、封建社会下の庶民の男女（夫婦）の「家」のなかにおける関係性には相当に対等なものがあったと考えられる。

しかも、前近代において、殊に農村における人間関係を強く規定していたのは「共同体」である⁽⁵⁾。共同体的土地所有、共同体的規制といった体制のもと、子どもの社会化、子どもへの社会規範の伝授等にも大きな影響力を保有していたのは「家」よりも「共同体」であった、といってもけっして過言ではない。

江戸時代における封建体制は、殊にその経済体制において崩壊途上にあり、けっして十全なものではなかった。私は、これを「崩れかかった封建体制」と規定している。封建経

済の根幹を成すのは自給自足の経済体制である。が、江戸時代には(1)生産力の増大に伴う余剰生産物の出来、(2)それに基く商品経済、流通経済の進展、(3)武士層の都市への集住、等の事情により、自給自足の体制には既に大きな風穴が開けられていた。

けれども、農山漁村民の「むら」での生活は、——大塚久雄ではないが——それこそ自己完結的な局地的小宇宙の体を成し、その中で人びとは自給自足の生活を送っていた。ここでは共同体的規制は、個々の共同体成員に対して強い強制力をもっていた。規制に従わない成員およびその「家」には村八分が待っていた。「むら」≡「共同体」は、成員の生殺与奪の権を握っていたのである。

「むら」で生まれた子どもたちは、子ども組、若者組、娘組といった年齢階梯制集団に順次、属し、そこで組の年長者らから社会規範の伝授を受けたのだ。若衆宿では、「むら」の長老から、村掟、秘伝等々も教えられた。このように、子どもの社会化、社会規範の継承に関して、前近代において圧倒的多数を占める農山漁村民の間で、決定的な力を示したのは、「共同体」内の組織集団だったのである。

石原の言うような、父親が子どもたちに社会規範を伝授するという前近代における「伝統」などというのは、圧倒的少数の封建支配層の「家」においてのみ継承されていたものに過ぎないといえよう。

むしろ、そうした権威ある父親一家長といった存在は、近代に入って、被支配層の「家」にも家父長制家族制度が敷衍されていくなかで、一般的に顕在化してきたのである。

これは、日本的「伝統」などというものは似て非なる、近代天皇制家族国家日本を創成するための藩閥専制政府の策謀だったのである。すなわち「家」における父親一家長の権威を高め、権限を強め、妻子をそれに従属せしめる体制を構築することは、「国家」において父に擬せられた天皇の権威を高め、権力を強化し、その赤子に擬せられた臣民をそれに従属せしめることを容易ならしめることに繋

がるからである。

であるからこそ「家族国家」観なる幻想が作り上げられ、イデオロギー化していったのだ⁽⁶⁾。

こうした歴史的推移を踏まえてか踏まえずしてか石原は、日本近代において存在していた社会規範を子どもに教える父親—父性が、戦後民主主義によって骨抜きにされたと指摘する⁽⁷⁾。彼は、その著のなかに「戦後民主主義による父性の崩壊」という章まで設けているが、その実、「戦後民主主義」の諸潮流、それに基く制度改革と「父性の崩壊」との相互連関について何ら説得力ある説明を展開しているわけではない。

そこで語られているのは、「私たちが過去の日本と今を眺め比べ、よきものに満ちていた過去の日本のよきものに比べ現在それがいかに喪失され、いかに心もとない物足りない不安のうちにある所以は、結局、敗戦とそのあとの米軍の占領下での被占領体験に根ざす」とか、大柄で無礼千万なマッカーサーの「登場によって日本における男性原理の父性と父権が、あつという間に異人の巨大な存在感によって吸収、収奪されてしまった⁽⁸⁾」といった、あまり美しくない文学的レトリックばかりである。

「アメリカの戦略によって骨抜きにされた日本の父性」などと声高に叫びながら、その結論は、「すべてを平等なものとして包含するのは母性の原理」だから、「その意味でも戦後日本はいわばいきすぎた母性というものにいつまでも甘えている、父性崩壊社会であることには間違いない。そこにこそ戦後民主主義の父性も父権もない国家のいびつな姿が集約されて露呈している⁽⁹⁾」という締められないものになっている。

石原としては、アメリカの対日占領政策による一連の民主化、わけでも9条や20条を含んだ日本国憲法や改正民法の制定によって、日本の「伝統」だった——と石原が誤認している——父親が子どもたちに社会規範を厳しく教える体制の整った、父親たる家長が他の

家族成員を統制し、指導する〈一番偉い〉存在とした認知されていた「家」そして家父長制家族制度が解体されたことを日本にとっての痛恨事だったと指摘したいのであろう。

前近代の被支配層の「家」そしてその形態が敷衍された近代以降の被支配層の「家」においては、一つの家における父親という立場は、生物学的な「男性」であり、法律的な「戸主」であり、社会慣習的な「家長」であるかぎりにおいて確かに他からは優越した立場だった。

その主体的力量の如何にかかわらず、諸々の特権を付与され、他の家族成員を支配する立場だった。すなわち、明治20年代以降、戦前・戦中までの時期においては、父親という存在は、男性―戸主―家長―夫と重複する限りにおいて、「家」を統制して、その永続をはからなければならぬ存在ただだけに、その後継者たる嗣子―嫡男をはじめとする子どもたちに社会規範や教訓を垂れねばならぬ存在だった。

しかし、これは、国民の圧倒的多数を占める被支配層にとっては、石原のいうような「伝統」でも何でもなかった。日本近代の流れのなかで順次、国家目的の遂行のために上から押しつけられた「制度」に過ぎなかったのである。

であるから、敗戦後の日本において何かが変わったとするなら、「家」や父親に関する「伝統」が崩壊したのではなく、それらに関する「制度」が改変され、それに伴って父親のありようも変わってきたというのが正鵠を射た見方ということになる。

このようにみえてくると、石原がいうような〈戦前・戦中までの日本の「伝統」だった強大な力をもって子どもたちを律していた「父親」「父権」「父性」〉などというのは、彼の文学的幻想にすぎないことが明らかになる。そうすると、彼の主張する、そうした「父親」「父権」「父性」こそが立国の原点という主張も、それを崩壊させたのは戦後民主主義という立論も、――彼自身が批判する人びとに投

げかける言葉をそっくりそのまま彼に投げ返して――「ある政治的な立場をとる人間たちの詭弁でしかない⁽¹⁰⁾」として――退けざるをえないのである。

私は、石原のような国家主義的な「父親」論、「父性」論を肯ずるものではない。まして、その論は歴史的事実に反する彼の文学的幻想に基く――彼がそうと思い込んでいる――日本の「伝統」に立脚しているとするものであるから、基本的には捨象し去って然るべきものではある。

けれども、石原自身も言及しているように――そうして少なからぬ戦前の家族を知る人びとにも同様の傾向がみられるように――、戦前・戦中までの自らの家庭やそのなかでの父の威厳に対する懐旧の念には、無視しえない何ものかが含まれていることも事実かもしれない。

そこで次に、その代表的かつ典型的な例として、本間千枝子と諸井薫の「父親」論を検討してみよう。

2、戦前の父・戦後の父

自らの父親たち――実父と養父――に対する限りない懐旧の念を抱きながら、そうして「あの頃」の一般的な父親たちに対しても敬愛の念（のようなもの）を覚えながら、本間千枝子は綴っている。

古きよき戦前と戦争直後の昭和、あの頃の父親たちの姿は、私の目裏にいつも鮮やかに甦る。家族の幸せの手綱をある時は昂然として、ある時は悄然たる姿で、しかし一心に握りしめていた彼らは、朝から茶の間に君臨し、…。

香りたつ熱い味噌汁や炊きたてのごはんを揃えながら食事をしつらえる母親と共であって、欠けてはならぬ完全な一対を成していた。食卓には母の躰はもちろん、父の教訓が存在した。家庭運営は夫婦共同の事業だった。

父も母も子供たちも、だれもが精いっぱい生きてきた時代だった。……家族の日常の幸せは、子供といえどもひとりひとりの手に、母の手に、そして最後は父の手に委ねられていた。あの時代の父親たちは社会の中で、おそらく……苦しい役割をふりあてられていたのだと思う。しかしひとたび一日を終えて家へ帰れば、父親はむしろ敢然としてその家長たる座に坐った。

……家庭のくつろぎに必要なものは、まず家族、そして妻の手になる酒、肴、惣菜だった。子供たちがお膳に向かうと、父はひとりひとりに何かを尋ね、それぞれがそれに答えた。父が語り、母が笑った。母が訴え、父が叱った。父が怒り、母がとりなした。家族で囲む食卓は、子供たちにとって、自分こそがかけがえのない存在であることを知る、いわば愛の確認の場であった⁽¹⁾。

「思ひ出そは美はし」の典型というべきか、「あの頃」の父親そして家族を美化しすぎている感なきにしも非ずの文章ではある。戦争直後までの日本の家族におけるヒエラルヒーの厳しさ——家長の隔絶した地位の高さ、女たちの地位の低さ等々——、非民主的なありようなどに対して、無批判に過ぎる。男女役割分業を固定的、肯定的、宿命的に前提として捉えている。

あまりにも懐古趣味的に過ぎ、あまりにも情緒的すぎる。戦前の家父長制家族制度そのものを肯定しているかにみえるほどである。戦争終了後まもなくまでの日本の家族は、子どもたちにとって「愛の確認の場」だったとまで本間がいうとき、これはもう「私的体験の単純な一般化」といわざるをえない。

が、しかし、それでも本間が、「父のいない食卓が日常化していることを不思議とすら感じないような、今日の日本社会の荒廃⁽²⁾」を指摘するとき、彼女が執ようなまでに敗戦直後までの日本の家族を称揚する意図を私も理解できなくはないような気がする。

戦後の急速な変革のなかで、日本人個々が親から受け継いで血肉化していた淳風美俗までが、どんどん喪り去られていってしまった。日本人は僅かな物質的豊かさと引き換えに、数え切れない精神の豊かさを失ってしまった。

「経済効率」が価値判断の基準となり、「経済効率」のよいことイコール素晴らしいこと、称揚されるべきことといった見方が定着していった。逆に、効率のよくないことは、社会的に受け容れられず、捨象されていった。それが昂じて、日本人は「エコノミック・アニマル」と称され、「ワーカホリック」になり、遂には「拝金主義」の虜になってしまった。

多くの政財官のエリートたちは我利我欲のみをこととし、ノブレス・オブリジェの精神など、いささかも持ち合わせていない。善良なマスまでがこうした選良の態度に歩調を合わせる。「官武一途庶民ニ至ルマデ」すべからく、自己中心的な拝金主義者に墮してしまっ

た。本間ではないが、確かに「日本社会の荒廃」は目を覆うばかりである。政財官(エリート)は荒廃の極み。地域社会も荒廃、学校も荒廃。そんななかで、ひとり家族・家庭のみが健全でありえようはずがない。

社会全体において、人間関係が稀薄化し、他者への関心が薄らいでしまっているなかで、家族内人間関係のみがその例外ではありえない。家族内の人間関係も稀薄化してしまっている。

もちろん、前近代までのように、「家」が生産の場であり、生活共同の場であり、したがって家族成員間には意識の共同性も顕著にみられた時代とは、今は時代が違う。「家」は生産の場ではなくなり、生活共同の場としての機能すら減殺させつつある。そうなれば、意識の共同性など、期待すべくもないものとなる。

「ホテル家族」などと揶揄する向きもある。家族成員それぞれが、家のソトでそれぞれに仕事をしたり、受験対応の勉強をしたり、その他好き勝手なことをして、夜になって家に

帰り、そこでは風呂に入って寝るだけ、さしたる会話もない、ということだ。

こうした現代の状況が、家族のありよう、家庭のありようとして好ましいはずはない。

しかし、だからといって私は、本間千枝子のように、敗戦直後までの家族はよかった、と懐旧の念に浸ることはできない。まして、その家族が「よかった」原因として、「家」のなかで父親が厳然と家長として座していたことを挙げることなど毛頭できない。

けれども、その当時の家族の実際を私は知らない——まだ生まれていなかったから——ことも事実として認めざるをえない。その当時の家族の「良さ」など知りもしないくせに、と言われてしまえば、それはその通りである。

しかし、やはり私は、近代的個我の折出を拒んだ戦前の「家」そして家父長制家族制度は、時代に逆行するものだったし、その故にいずれ否定されるべき運命にあったものと考えている。

戦前日本の家族は、ヒューマニズム、民主主義といった視座から眺めた場合、大きな問題をかかえていた。しかし戦前には、「家」そして家父長制家族制度は、法的、制度的に、そして社会規範の面から強固に守られていた。けれども、それらはその強固な後楯を失ったときには、打破される運命にあった。何故なら家父長制家族制度は、けっして日本民族の大多数の間における「伝統」ではなかったからである。

では、それが打破された後において、よりよい状況が惹起したかということ、否といわざるをえないことも又、事実である。

そうしたところに、本間千枝子のような時代錯誤的な、「あの頃」の家族を懐旧、称揚するような論調が胚胎する基盤が見出せるといえよう。

その他、多くの戦前を知る人びとも、自らの体験を踏まえて、戦前の家族には凜としたところがあったことを懐しむ。厳しい躰、ハレとケ（ケガレと）がはっきり区別されてい

たこと等は、子どもの成長にとって大事な糧だった、と彼らはいう。

挨拶をきちんとすること、礼儀作法を守ること、日々の生活はつましく、けれども年中行事のときは豪勢にすること、諸々の通過儀礼をしっかり見据えること等を、時に明確に言葉で、時に間はず語りのうちに父母から教えられたことを、彼らは今もいとおしんでいる。

たとえば、彼らのごく身近かで起きた、自らを可愛がってくれた母方の祖父母や伯父叔母らの死を通して、子どもながらに、死の厳粛さ、生のはかなさ、命の尊さ、一個の人の死の重さと軽さ、生きることの喜びと虚しさなどを、自らの心のなかに染み込ませていったという。彼らは、こうした身近かなところでの実体験は、「生」や「死」を過不足なく学習する機会だったと語る。

幼少時から、きちんと「死」についての体験的な学習ができていれば、昨今の未青年たちのように、簡単に人を殺す、人の「死」を何とも思わない、といったことにはならないはず、とは彼らの強く主張するところである。

一家団欒の中心には常にどっかとした父の姿があり、母との絶妙のコンビネーションで家庭が運営されていた。そのなかで、子どもたちは、安心しきって、喜々とした日々を送っていた、と彼らは述懐する。

今の家庭に、父母に欠けてしまっている何かが、確かにかつてはあった、とも言う。

多分、この「何か」を明白にし、その「何か」をもとに、家族関係を再構築することを、ある種の人びとは求めているのであろう。

そのことに関連して次に、昨今の父親に厳しい目を向け、「父性の復権」ならぬ「父権の復権」を説く諸井薫の言に少々、耳を傾けてみよう。

諸井は、戦前の父親と、戦後の父親とを次のような描写で比較考察する。

「戦前の父親は、子供達を畏怖させる存在であって、間違っても甘い顔など見せるものかと、いまにして思えば滑稽なくらい“おっ

かない父親”の顔を、懸命に取り繕っていた。……身勝手に限りなく尊大で、絶対権力を握って逆らうことを許さず、暴力的でしかも浅ましくも醜悪な性欲をちらつかせる生臭い獣でもあった。しかもその父親が、経済的支配権を握り……。

戦後の父親は、戦前のそれとはがらりと変わった。閻魔大王型父親はきわめて稀な存在となった。…父親は、ガミガミ文句をいうばかりの母親の蔭に回って、子供を慰める役に攻守ところを変えるに至った。……家族に対する司法権を放棄した父親は、物分りのよ過ぎる^{くみ}与し易いパパとして舐められるばかり……。

子供とすれば、父親は元気で働いて家族の生活を保証してさえくれれば、それでいい…⁽³⁾」。

同様の見解を、数多くの子どもを知る現場の教師も語っている。中学教諭の河上亮一は、1997年6月におけるクラスの生徒たちの家庭訪問の感想を次のように認めているのだ。「どの家庭でも母親がとても強い。そしてエネルギーである。ゆったり、のんびりとした母親など数えるほどであり、みんなキリキリして限界までがんばっている様子で、必死に勉強するように子どもたちへハッパをかけている。父親はというと、子育てはほとんど母親まかせで、物分りのいいやさしいパパを演じている。家の中に父親の匂いがしない家庭は非常に多くなっている⁽⁴⁾」。

さて諸井は、本間やその他の人びとと同様、戦前の家族・父親、戦後の家族・父親の双方を、実体験的に熟知している世代の人である。彼の描く「戦前の父親」像は、彼自身の父親のありようを通して構築されたものだろう。とともに、その像は、法・制度・社会規範によって保障された一般的な父親像とも重なり合う。

一転、彼の描く「戦後の父親」像は、殆ど、かつて一世を風靡したCM「…、亭主元気で留守がいい」の父親版の如くである。

彼はさらに言う。現代は、「父と息子の間に

かつてあった秩序を失った世の中だけに、父子相剋の修羅場は歯止めがない分、一層恐ろしい⁽⁵⁾」。そうして彼は、息子に殺された将棋の森安九段の例などを持ち出す。子の親殺しもそうだが、昨今では逆に、親の子殺しだって少なくはない。尊卑属殺人人といった極端なところまではいかなくとも、現在、父子関係は大変に難しい人間関係のひとつになってしまっている。

別の場で、諸井はこんなことも言う。

「昔の父たちと較べていまの“父”は、どういうわけか、家族に遠慮し過ぎるきらいがあって、家の中で何かあったりするとついつい逃げ腰になるという傾きがある。それは親がけむったいから自分だけの逃げ場を作りたいがる子供と少しも変わらず、敵前逃亡の常習犯である怯懦な兵士と選ぶところがない⁽⁶⁾」

「敵前逃亡」の「怯懦な兵士」のと、なにやら穏やかでない物騒な言葉が用いられているが、つまるところ諸井は、現代では父親が、家庭内の人間関係にきちんと関わろうとしていないこと、家庭内のいざこぎに関してリーダーシップを執ろうとしないこと等を指摘し、指弾したのであろう。

確かに、法・制度・社会規範によって「父権」が保障されていた戦前の父親に比するとき、戦後の父親の立場は極端に弱まっている。戦後—現代の父親は法や制度の後盾を失ない、家庭内における自らの立場、位置を確立しえないままに、家族内人間関係においてリーダーシップを発揮しえず、自信を喪失し、萎靡したままである。

昨今とみに、家族の崩壊が喧伝され、その再構築のために「父性の復権」が叫ばれたりしている。家族の崩壊という現象がごく一般的には進行していることは、諸々の統計数字を持ち出すまでもなく、事実といわざるをえない。

その崩壊に、良きにつけ悪しきにつけ「父親」という存在が大きく関わっていることも、否定すべくもない。社会状況全体との関わりの中なかで、家庭内における父親のありようが

問われているといえよう。

このままで良いとは誰も思っていない。けれども、では、さて、どうしていったらよいかとなると、なかなか名案は浮かんでこない。徒らに「父性の復権」を叫ぶだけでは虚しいばかりである。

そこで、私なりに考えるところもある。が、ここではそれを開陳する前に、もう少し諸井をはじめ、他の人びとの言に触れておきたい。

「父の座はますます曖昧の度を深め、はなはだ不確かに揺れている。その“揺れる父親像”が家族に投影して、家庭の空気を冷えびえとしたものにしてしまったのは、どこの家にも多かれ少なかれ見ることの出来る近頃の変化だ。妻の不倫が珍しくもなともなくなり、…反社会的な非行がエスカレートするばかりという世の乱れも、畢竟、父という基軸が狂ってしまったそのせいに違いない。…

なぜこんなふうになってしまったのか。戦前の日本の父親の多くが、まさに家父長として厳然と家の中に存在していたのが、どんでん返しが来たように家族の中のワンオブゼムと化したのにはあきらかな理由がある。敗戦後の日本とそれ以前の日本の“家”がはっきりと変わったからだ。

それは、占領軍の占領政策という、敗戦国民としては従わないわけにはいかない“ルール改正”もあった。…占領軍の若き理想家達は情熱を燃やし、まず男女平等の家庭づくりを日本人に課した。…戦後新民法の制定で、たしかに、これによって“家に嫁す”という女性の婚姻規範は影を薄め、女性は家への忍従という宿命から解放された。しかし、それと一緒に、男達は家での居場所と役割を喪失し、そのことへのうしろめたさから目をそむけて、“父”とはいえない“父”を演じ続けてきた。

それでも、そういう“父”のありように、われわれ“戦前の父”を知っている世代の男は首をかしげてきたが、父親の現役である若い人達は、比較する原型を知らないだけに、（こんなものさ）と気にすることさえなくな

りつつあるのではないか。それどころか、父権なるものがそもそもなんであったのか、などということ深く考えることさえなく、いまの家庭が、昔でいえば“女系家族”に限りなく近いということにさえ気づいていない⁽⁷⁾。

諸井は、明らかに敗戦に至までの近代日本を規定してきた——天皇を「父」に、一般庶民（臣民）をその「赤子」に見立てる——「家族国家」観に限りない郷愁を抱いているように思われる。

彼の諸々の著作における叙述⁽⁸⁾にみられるように、彼は、時に天皇を「父」に重ね合わせて考える人なのである。

もともと、諸井のみならず、戦前期に教育を受けた人びとのうちの何がしかの人たちは、そうした思いをごく当り前のように抱いていた——あるいは抱かされていた——のであろう。

こうした諸井であるから、戦前の「近代天皇制家族国家」との絡み合わせで、個々の一般庶民の家族にまで敷衍、適用されていた家父長制家族制度も肯定的に捉える。その制度の下、父親が「家父長として厳然と家の中に存在していた」時には、「家」はしっかりしていた、と彼はみるのである。

そうした諸井は、力を込めて、戦後、法や制度の後盾を失なった父の座の揺らぎが、家族の崩壊の主因であることを説く。そして、その揺らぎの由って来たところを、敗戦後の日本の「家」の変化に求める。その変化をもたらした要因のひとつは、戦後占領政策だったとする。その一つとしての戦後の改正民法によって、女性は「家」への忍従から解放されることになったのに対し、男性は「家」での明確な立場を喪失していったというように諸井はみるのである。

こうした彼の一連の歴史認識は正鵠を射たものといえよう。が、最後の部分の彼より若い戦後世代に対する批判の部分に関しては、私はそれを首肯することは到底できない。それは、予断と偏見と事実誤認に満ち満ちてい

るからである。

「いまの家庭が、昔の“女系家族”に限りなく近い」等の叙述を逐一、挙げつらうつもりはないにしても、“女系家族”とは、「母系制」の氏族のことであろうか。こうした用語の誤用をいちいち批判検討していても生産的ではないので、その煩は避けよう。しかし、太古の「母系制」の氏族と現代の家族に本質的なところで類似点などありえないこと、戦後世代が、「“父”のありよう」に関して決して無関心では（ありえ）ないことだけは、明言しておかなければなるまい。

しかし、それはさておき、本間や諸井らが語るような戦前の家族には、もしかすると確かにどこか凜としたところがあったのかもしれない。それが、ストレートに戦前の家父長制家族制度や「家」、ひいては日本的な「家族国家」の体制の礼讃にまで繋ってしまうと、これは問題である。諸井などには、はっきりとその傾向が見てとれる。

けれども、逆に、戦前の家族を取り巻く歴史的環境が、右のようなものだったからといって、個々の戦前の家族の具体的なありようまでも全否定してしまうとするなら、それもあまりに教条的、抽象的に過ぎると言わざるをえない。

それでは、戦前の家族や父親のありようのなかに、今日の我われが喪失してしまっている大切な何かを再発見、再評価する芽を摘んでしまうことになりかねないからである。

歴史の大状況的な流れのなかで、法、制度、社会規範がこうだったから、個人を取り巻く小状況もそれに準拠していた。というように決めつけることは、小状況の歴史的事実を見誤ることに直結する。

であるから、戦前の家族を取り巻く大状況は、「家族国家」であり、家父長制家族制度であり、帝国主義であり、軍国主義であり、大東亜共栄圏構想であったことは紛れもない歴史的事実ではあるが、だからといって、戦前の家族の個々の具体的なありようまでが、そうした体制にがんじがらめにされた、否定さ

れるべきものだったと言い切ることは、時に事実と反する見方ということになる。

戦前の大状況はそうだったかもしれないが、そうした法、制度、社会規範、政治状況とはかかわりなく、全てではないにせよ、少なからぬ個々の庶民の「家」では健全な家庭生活が営々として営まれていたのかもしれないのである。

だからこそ、本間や諸井らのように、戦前・戦後双方の家族のありようを知る世代の人が、今日の家族のありよう疑問を抱くなかで、戦前の家族や父のありように、何か凜としたものを感じるのだろう。

それを単なる懐旧の念、アナクロと一蹴し去ることは簡単だが、それでは事実の一端と大切な何かを見過ごすことにもなりかねない。このあたりに、大状況に規定されながらも、他方ではすぐれて私的存在でもある家族の認識の難しさがある。

諸々の状況に鑑みて、また家族の質的変化を目の当りにするにつけ、「家族の崩壊」という現象は、20世紀末から21世紀初頭にかけて、より顕在化し進行していることは事実と言わざるをえない。

しかし、そのこと自体は、近代に入って経済構造が大転換を遂げ、家族が前近代において保有していた生産の場としての機能を喪失したことに伴う歴史的必然であり、価値判断を下す以前の問題である。われわれ自身としては、それを一般的な事実として認識せざるをえないが、悲観的に捉えなければならないものでもない。

その点、ニュアンスは違うけれども、私も妙木浩之のように「家族の崩壊は、…新しい家族形態のための過渡的な現象だと、やや楽観的⁽⁹⁾」に考えている。ただ私は、妙木のように明治（後半）期を「厳父」の時代とみ、大正・昭和期に「明治の厳父は…すっかりなくなってしまった⁽¹⁰⁾」とし、その理由をほぼ一元的に「父親」がその社会経済的基盤と、その枠組みを喪失したから、というところに求めるものではない。

やはり私は、妙木のいう「明治の厳父」のような存在は、敗戦後の日本国憲法の制定や民法の改正といった民主的な法割改革等々の法的整備、そしてより広範な教育改革、農地改革等の戦後民主主義の風潮を体現した変革のなかで、自らその存在基盤を失なっていたという見方をとるものである。

明治後半期に、支配層の「家」に関しては継続的に、被支配層の「家」に関しては支配層の「家」の従来のありようを被せる形で、家父長制家族制度が近代法のもとで制度化された。そのことによって、近代的生産様式が浸透するなかで、生産の場としての機能を喪失したがゆえに、その存在基盤が揺らいでいた「家」および戸主一家長一夫一父親は大いにその威信を高めることになったのだ。

その家父長制家族制度が、戦後、やはり近代法の改変によって制度的に否定されたことによって、そして近代天皇制家族国家日本が解体されたことにもよって、「家」そして「明治の厳父」イメージで捉えることのできた権威・権限をともなった「父親」は、そのレーゾン・デートルを完膚なきまでに打破されたのである。

単純明快にいうならば、長い日本の歴史のなかで、支配層・被支配層双方に渡って、家父長制家族制度のもと、法的、社会規範的に家長一父親に強力な権限が付与され、それが実効性をもっていたのは、明治20年代以降、昭和20年までのたかだか半世紀余の間だったのだ。

「地震、雷、火事、親父」という戯れ言の成立がいつ頃のことであるかは別として、その50数年間には実にしっかりと当てはまる言葉だったであろう。

私は、妙木以上に「明治」「大正」「昭和」を時期区分として厳密に考えている⁽¹¹⁾。けれども彼の「明治の厳父」が大正・昭和に入って消失したという考えに与することはできない。彼のその立論の論拠には、彼の「心理経済学」におけるキーワードのひとつ、「経済的な基盤が社会的な居場所をもたらず⁽¹²⁾」が鎮

座していることを俟たない。

けれども、明治天皇の死をもつての明治から大正への移行のなかに、「父親」という存在に関して然程大きな経済的基盤の変化が生じたとは考えられない。妙木のキーワードを近現代日本の「父親」のありように照らし合わせるとするならば、これは明治中期以降、戦前・戦中までの「父親」と、敗戦後の「父親」との立場の相違を考察する際にこそ一定限の有効性を有するものといえよう。

妙木は、明治期の家族国家は、理念上、

- (1) 家族国家では天皇が厳父である。
- (2) 「お上」の前、国民皆兵制の前で、皆が平等である。
- (3) 「すべきこと」をすれば「お上」が自分を庇護してくれる。
- (4) 国家社会はいつも安心できる居場所(家)である

という前提のもとに成立していたとする⁽¹³⁾。これらの前提のもとに、日本は近代的な社会経済システムをとっていたのが、昭和に至って世界的なレベルで社会経済状況が悪化したというのが、妙木の説である。そして彼は、だから「昭和初期の日本を…『父親崩壊』期と呼べる⁽¹⁴⁾」と断定するのである。

先に触れた明治から大正への移行期に「国家」および「家」に関連しての「父親」イメージやその経済的基盤に大きな変化が生じたとは考えられないのと同様に、昭和初期にそれが生じたとも考えられない。この時期、経済状況の悪化にともない、軍部内皇道派、右翼、共産主義者、アナキストその他が、危機感を強め、それぞれに活動を活発化させていったことは事実としても、それらと関連付けて「父親崩壊」を論ずるのはあまりに乱暴すぎると言わざるをえない。

そもそも私は、「父親崩壊」などという言い回しそのものを忌避するものだが、敢えて日本において近代天皇制家族国家観および家父長制家族制度によって社会的・法的に権威付

けられ、権限を付与されていた「父親の崩壊」の時期を措定するとするならば、やはり前述の通り、敗戦後とするのが妥当であると考え。

「父親」に権威、権限を付与していた社会的システム、思潮、法制がそこで一挙に解体されたのであるから。

3、時代錯誤的な「父親」「父権」「父性」の復権論

臨床心理学の滝野功は、家庭内人間関係としての母子関係、父子関係、父母関係について、土居健郎の「甘え」理論⁽¹⁾を援用しながら次のように言及する。

〈甘え〉を、分離したものあるいは分離しようとするものに対して一体感をもとめようとする動きとすると、それはやはり母親によってもっとも敏感に感じとられ、また満足させられるものであろう。なぜなら母親は、子を胎内に宿したり胸にいだいたりして、つつみこむ機能をもっているからである。

これに対して、社会的規範を体現した父親は、この母子の共生関係に、禁止と命令のクサビを入れる役割をもっている。また、子ども自身の内にも母から分離し個別化する動きがあらわれてくるが、やがて子どもは、父と母の二者関係にも気づかされる。…ここでは必然的に三者間の複雑な葛藤が生じる⁽²⁾。

子どもの立場からの、この「複雑な葛藤」の窮極ともいべき「父親殺し」幻想願望こそ、S・フロイト言うところの「エディプス・コンプレックス」であろう。

権威・権力としての父親に対する子どもの被抑圧感と敬愛の念というのは、それ自体で既に複雑であるが、その両義的な父親への意識に、母親という存在が絡み合ってくると、事態は一層、複雑になるのだ。

ただ、ここで問題視しなければならないの

は、フロイトは言うに及ばず、土居や滝野にしても、あまりにも、父一男、母一女の役割を生得的なもののように固定的に捉えてしまっていることである。

教育社会学の山村賢明にしても、現代における子どもにとっての父親の役割を、次の4点に集約する。

- (1)男性としてのモデルになるということ。
- (2)家族集団全体の統率者であること。
- (3)職業人—社会人という大人のモデル
- (4)権威（や権力）の原体験⁽³⁾

こうした父親の役割を、所与のものとして一般的に規定し、現代社会では、雇用労働者として家のソトでの労働に従事する父親が多いことをもって家庭における「父親不在」(father absence)を想定する。しかもその「不在」は物質的のみならず精神的不在をも意味する。

企業社会は、「子どもから父親と接触するチャンスを奪い」⁽⁴⁾、父親の本当の姿を見えなくする。詳の東西を問わず、「工業化社会というものが必然的に『父親不在の社会』(fatherless society, society without the father)⁽⁵⁾」になる。こうした状況認識は、ひとり山村のみならず、多くの人びとに共通する認識であろう。

この状況認識そのものは、私も山村らとそれを共有するものである。けれども、その前段階で、山村らが父親の役割を先に触れた(1)~(4)のように、固定的に捉えているのを知るとき、私などは宿命論に接したときに感じる息苦しさを禁じえない。

しかも、それらと現状認識にもとづいて山村らの、「父親の役割をいかにして回復するか」という、父親復権の問題を考えるのが先決問題だ、という事態にある⁽⁶⁾といった主張に接すると、彼我の認識の差違の大きさを埋めるのは容易ではないことを思い知らされる。

山村らのこうした論が提起された20年後の20世紀末には、一日千秋のごとくであるにもかかわらず、あたかも新発見の主張であるかのように、林道義によって大上段に振りかざ

した「父性の復権」が説かれることとなった⁽⁷⁾。

これが、過去からの蓄積をもとに、新しい方向性をもった議論へと展開していくなれば、それはそれで意味のあることだったかもしれない。しかし、既に古く丸山真男が指摘しているように⁽⁸⁾、この場合にも議論は一から出直しの非能率、非生産的なものになってしまっているのである。

林道義は、殆ど山極寿一の説⁽⁹⁾に依拠しながら、類人猿と人類との進化論的類似性を唱える⁽¹⁰⁾。そうして次のようにいう。

人類の父性は決して人類史の中の比較的新しい文化的な発明品などではなく、類人猿の時代にまでさかのぼる遺伝子的な根拠をもっている…。

人類の家族と社会の特徴は、ゴリラの父性と、チンパンジーやボノボの持っていたオス同士の連帯とを、うまく結合させた点にあったのである…。

人類が持っている父性は、したがって決して根拠の脆弱なものでもなければ、人類において初めて取ってつけたように現れたものでもない。それは進化論的な根拠があって、類人猿から受けつがれたものであり、人間の家族の成立ちにとって絶対に必要な前提であった。父性と人間家族は切っても切れない関係にあり、父性がなければ家族は成り立たないのである⁽¹¹⁾ (傍点原文)。

このように林は、山極説の受け売り、ひいては生半可な霊長類学、動物行動学、動物生態学の知識をもとに、人間の家族における父性の不可欠性を主張する。これを金科玉条として林は、「父性の復権」を説いて回ることになる。

現代社会の家族関係を始めとする諸々の人間関係の稀薄化がもたらした様々な弊害を考えると、林の説く「父権」ならぬ「父性」の重視は、一定限の有効性をもつ主張ではあ

ろう。

けれども林が、「父性がなければ家族は成り立たない」とまでいうとき、これは既に科学的思考から逸脱した、ファナティックな宿命論に陥っていると断ぜざるをえない。

そうして林は、その「父性」に「けじめを教えること」といった大切な役割を恣意的に付与し、家族において「父が中心になれないと子どもは健全に育つことができない⁽¹²⁾」などと言い切る。

なぜ、家族集団のなかで、父が中心にふさわしいかという、女に比して、男のほうが体力があり、「女性よりは男性のほうが手均して抽象的能力はすぐれている⁽¹³⁾」から、と林は言う。まさに林が、そう「言われることを承知」している通り、これは偏見であり独断であり、妄想であるとすら言わざるをえない。このような男中心社会の呪縛から一歩たりとも踏み出しえていない「父性の復権」論は、結局は、崩れつつある男中心社会やその中核のひとつを成す家族を、男に都合よく再構築しようという意図をもつ旧態依然的なエスタブリッシュメントの論と断ぜざるをえない。

実は、先の山村の「父親復権」論と、この林の「父性の復権」論の丁度、中間の時期には、高木俊彦の「父権の復権」論が提起されている。高木いわく、

…必要な時に「父性」と出会うことができず、大人になりきれない子どもたちは、「父性」を求めて、あるいは「母性」からの自立を求めて、さまざまな問題行動、例えば「家庭内暴力」などを顕在化させるのである。

…父親不在、父権喪失が、高度に産業化された社会の高価な代償であるとするならば、…われわれは、次代を担う子どもたちのために、その文明のあり方を再考し、「父権の復権」(もちろん旧来の家父長権を意味するものではない)を企図しなければならない…⁽¹⁴⁾。

こうしてみると、奇しくも山村の「父親の復権」論、高木の「父権の復権」論、林の「父性の復権」論は、それぞれ時を隔てて提起されたものであるにもかかわらず、その主張の大凡は酷似しているといわざるをえない。

しかも、その間に何らの理論的、実践的な進展がみられないところが、丸山真男ではないが、何とも日本的…といえよう。

これらの論のなかでも、最も強い社会的影響力をもつに至った林道義の「父性の復権」論にもう少し言及しておこう。

林は、家族の起源に溯ったつもりで、その原初から「父は外敵から家族を守り食料を確保するために、どこに居を構え、どこへ移動していけばよいか、……子どもにどのような能力をつけさせ協力させるべきか等々、大局的な判断をし、司令塔の役割をはたさなければならなかった⁽¹⁵⁾」と決めつける。

太古以来、父親が右のような役割を常に果たしていたわけでもなければ、そうした状態が昨今に至って急に崩れ始めたわけでもない。が、林は、このような認識のもとに、家族において中心の役割を「誰が果たすべきなのかを改めて議論しなければならない」としつつ、即座に「父が中心にふさわしい⁽¹⁶⁾」と断定してしまうのである。

よし原初の家族以来、父親が右のような役割を果たし続けていたとしても、それを今後とも踏襲しなければならない理由などどこにも見当たらない。現状において、それが崩壊していたにせよ、その復権を叫ばなければならない必然性など見出すことはできない。

ただ昨今において、各家庭で母子癒着、父親不在の状況がより顕在化し、常態化していることは事実として認めざるをえない。そうして、右のような状況が、家庭内暴力、いじめ、校内暴力、不登校、少年少女非行の増大傾向等々と何らかの因果関係を有することも否めない事実ではある。

したがって、家族との関係において、父親が(母親もだが)自らの立場を構築すべく方策を講じなければならないことは言を俟たな

い。しかし、だからといって、林のようにその復権を叫んだところで、実際どうにかなるものでもあるまい。歴史の歯車を逆回転させることは不可能なのである。

その点、観念的なだけの学者ではなく、精神科医として現実に向き合っている町沢静夫などは次のように指摘する。「最近では『父権の復権』といったことが叫ばれている……が、もはや戦前の家庭のような形での父権というものは、時代に合わないことは確か…。新たな父親像というのが、模索されなければならない…。突然の父親の登場は危険なことが多い…⁽¹⁷⁾」。

私も父云々の復権論は肯じないものの、新たな父子関係の構築が必要であり、新しい父親像の形成が必要であるとは考えている。それだけに、こうした町沢の指摘には素直に頷ける。私も町沢のいうように、「母親と子供があまりにも密着してしまうために、子供に様々な病理が生じてきている以上、何らかの形で父親がかかわっていく必要⁽¹⁸⁾」性は十二分に認識している。が、そのかかわり方が林や石原等の言うような権威をもって家族の中心になるとか、司令塔となるとかいったアナクロかつステレオタイプ化されたものであってよいとは考えない。

何も林道義や石原慎太郎らのいうような、一家の司令塔になり、社会規範を垂れて上座に座しているような父親だけが、純正な父親なわけでもあるまい。こんな父親が日本の一戸一戸の家々に一人ずつ存在するようになったとしたら、それこそ薄気味悪い社会が現出することになる。

指導者の資質、殊にそのリーダーシップに基く的確な判断力、強い精神力そして自信等が軍部隊の死命を決することを、林は新田次郎の『八甲田山死の彷徨』を引きながら強調する。その上で林は「家族の中でも事態は同様⁽¹⁹⁾」と言い切る。石原が林の論(特に父親=家族の司令塔云々)を好んで引いて⁽²⁰⁾、自らの論を固めるのに利用している理由が分かるというものである。軍人としての資質を父

性と絡み合わせて考えるなど、それこそ為にする立論と言わざるをえまい。

そもそも何と注釈を付けようと、何と弁解しようと「復権」といえば、何らかの事態の変化に伴って失った、かつて保有していた権威・権力・権利を取り戻すこと、旧に復することを意味するのである。

高木のように「父権の復権」を唱えながら、それは「旧来の家父長権（の復活）を意味するものではない⁽²¹⁾」と注釈を付するのは、ポキャブラリーの貧困を意味するのだろうか。

林のような「あくまでも復権であって復興ではない」といったもの言いに至っては、言わんとするところが明確に伝わってこない。で、結局、「父性の健全な権威と権利を復活しなければならないという気持を『復権』という言葉にこめて⁽²²⁾」、林は論を展開している。が、その復活しなければならない「父性」の抽象的なアイデアル・タイプは上のように提起されているけれども、現実の「父性」の歴史的展開となると、前述のような山極論の受け売りで済ませてしまっている。

石原に至っては、戦前の「父性」を日本の伝統と見誤まり、それを理想化してしまっている感すら見受けられる。

だからこそ、「復権」ということになるのだろう。

私は、基本的には、過去において理想的な「父親」「父権」「父性」のあり方が理念的に提示されたことも、実在したこともなかったと考えている。

したがって、社会における諸々の人間関係が稀薄化し、家族内人間関係もその例外ではありえないなかで、諸々の家族病理が発生し、わけても親子関係の亀裂が深刻化し、それが子どもの問題行動や非行を惹起せしめる原因の一つとなっているという現状認識のもとで、重要なのは「父親」「父権」「父性」の復権ではなく、きちんとした父子関係の〈意図的な〉構築であると私は考える。

言うまでもなく、そこでは母子関係の見直しも必要となってこよう。その原点のひとつ

は、上野千鶴子の次のような発言にあるのではないかと私は考えている。女たちは「自分が夫から子どもに向き合う貴重な機会を奪っていないか、反省してみる必要がある…⁽²³⁾」。

この上野の発言は、多分、「母性」に根ざすものを的確に捉えているであろうがゆえに重要なのである。河合隼雄は、「母性」の原理を「包含する」機能とする。それは「すべてのものを良きにつけ悪きにつけ包みこんでしまう」ものであり、「母親は子どもが勝手に母の膝下を離れることを許さない。それは子供の危険を守るためでもあるし、母—子一体という根本原理の破壊を許さぬ⁽²⁴⁾」ものであると河合はいう。

確かに「母性」が、「母—子一体という根本原理」に根ざしているとしたら、無限抱擁の原則から外れて、妻（子にとっての母親）は時に自らと子の中に割って入ろうとする夫（子にとっての父親）を峻拒するという挙に出ることがあるかもしれない。

これは、「父性」の原理と絡み合わせてみればより鮮明になる。河合は「父性」の原理を「切断する」機能とする。それは「すべてのものを切断し分割する。主体と客体、善と悪、上と下などに分類し、母性がすべての子供を平等に扱うのに対して、子どもをその能力や個性に応じて類別する⁽²⁵⁾」と河合は説明するのである。

とするならば、無意識のうちにも、「母性」は、「父性」によって自らと子どもとの絆を切断されることを恐れて、「父性」の子どもへの接近を妨げようとするのは起こりうることといえよう。

母子関係が親密であればあるほど、母子癒着が深刻であればあるほど、そこには父親の入り込む余地がなくなる。それこそ父親の「父性」による切断の意図を嘲笑するかのよう自分たちの絆を誇らしげに語る母娘など枚挙に暇がない。2つだけ例を挙げておこう。「家のなかでは、私と母との関係がすべてです。父の存在なんて殆ど無いに等しいといえます。私は母との関係は大切に思っているし、

母も私を100パーセント受け容れてくれています。父は仕事人間で、私のことなんか眼中にありません。私も取り立てて父との関係を持ちたいとも思いません。家での父は、母からも私からも余り重視されていない可哀想な人です。⁽²⁶⁾」。

「うちの旦那やら、ほんまに気の毒やと思うわ。私と子どもらとの間はツーカーやんか。私の言うことやったら、子どもらきちんとよう聞くし、ええ子らんやわ。そやけど、旦那が何か言うても、子どもらまともに取り合へんのよ。『親父なんかとは話しとうもない』とまで言うんやから、どう仕様もあらへん。土日やらで家族みんなが家に居ても、盛り上がってるのんは私と子どもらばかりで、旦那やら仲間にも入れてもらえへん。所在なさそうにしたはるわ⁽²⁷⁾」

後者の母親など、子どもたちを自らのサイドに囲い込み、子ども共々、自らも父親を孤立化させて悦に入っているかの如くである。それこそこういう母親には先に引いた上野の言を反芻してもらわなければなるまい。

この母親の場合でも、大いにリーダーシップを発揮し、子どもたちのみならず父親までも包含し、家族全体を取り仕切り、統率力をもって事を進めていくということであれば、結構なことである。が、明らかに意図的ではないにせよ、夫（父親）を疎外してしまっている。少なくとも、自らと子どもたちとの密接な関係に満足し、子どもたちと父親との関係に思いを至そうとはしていない。

子どもたちを飼い馴らし、自分のいうことはよく聞くように（つまりは自分にとって都合のいいように）子どもたちを育ててはいるようだけれども、こうした類の母親はきちんとした躰をしているかどうかは疑問といわざるをえない。

精神医学の大家、島崎敏樹は次のようなことを述べている。「女のひとはひとりであるのが天性あわないように見える。女の子らしさが生まれてくる年ごろになれば、同性の『仲よし』がかならずできる。そのうちに特定の

青年と仲よくなり、家庭をつくって安住し、子どもができると今度は子どもと仲よしになって、夫の方は心理的には見かぎられてしまいがちである。もっとも、夫は夫で、家など念頭になく事業や探究にうちこんでいる方が生きがいがあるから、見かぎられてもそう苦にならない。日がおちのとしめしあわせたようにわが家へもどっていく夫…は、安心できる人物だろうがあまり有能な出来ではなさそうにおもえる。…活動的でない性格や、実直だが小心で味にとほしい人柄などすぐ想像にあがる⁽²⁸⁾」。

この文中の傍点部分あたりに、母子癒着やマザコン息子や娘の出現する源泉が見出せる。母子癒着という現象はよく見かけても、父子癒着というのはあまり見かけないし、問題にもならない理由の一端もこの文中で語られている。

先に2つ例示した、父親の存在感を感じない娘や、夫（父親）をないがしろにする母親が出来する理由の一端も、この島崎の文章のなかに見出せる。そして事態はもっと進んでしまっている。

何しろ昨今では、次のような女の発言も必ずしも珍しいものではなくてきているのである。「他との関わりがないところで、自分だけの子ができたらいいい…。父、母、子っていう血縁関係がつくりあげる絆から自由になりたい。子供のいる生活をしたいという思いはある…⁽²⁹⁾」。

これを女のエゴと軽々に決めつけることはできまい。家事や育児に関して無理解・無責任なままの男（夫・父親）との関係を拒否しようという女の側の意識はわからなくはない。しかし、少なくとも子どもの側に立ってみた場合、子どもの父親を持つ権利は無視されているといわざるをえない。こうしたウーマン・リブ的言辞を弄する女たちは、子どもにとっての父子関係など枝葉末節の事柄と考えているのであろうか。あるいは、子どもを育てていくうえで、父親が本来果たすべき役割を果たしてこなかった歴史的経緯に鑑み

て、最早、男などには何らの期待も幻想も抱かなくなっているということなのだろうか。

けれども私は、子どもの健全な発育のためには、健全な母子関係とともに、健全な父子関係も存在するに越したことはないと考えている。であるから「父親」「父権」「父性」の復権等々と大上段に振りかざした復古調のものの言いこそしたくないけれども、家族の崩壊現象がより一層、進行している現代において、きちんとした親子関係なかつく父子関係を構築することは急務であると私は考える。

その仕方は、それぞれの家庭にあって、それぞれの父親がそれぞれなりに、それぞれのやり方でもって、それなりの存在感を発揮し、子どもときちんと向き合い、子どもとの諸々の関わりをもつことに努めるなかで、それぞれなりの父子関係を構築してゆく、ということと十分なのではないだろうか。

全ての父親が家族の司令塔になり、指導力、構成力発揮し、社会規範を垂れなければならぬなどということとは毛頭あるまい。人は、十人十色といわれるのと同様、父親も十父十色であってよい。

そこで、次にその十父十色のいろいろな父親の子どもとの関係に関する私のフィールド・ノートを提示することになるわけだが、「はじめに」で触れたように、このノートは別稿とすることとする。

今後に向けて

ちなみに私は、20世紀末から21世紀にかけての今日、あまねく人間関係の稀薄化が喧伝されているなかで、家族内人間関係もその例外ではありえないと考えている。

であるがゆえに、新しい父子関係、母子関係の構築の必要性を唱えるものである。とともに私は、それを周辺から支持する社会的装置として、かつて民俗社会において重要にして有効な機能を果たしてきた「擬制的親子関係」を、うまく現代的に再構築して活用する方途を考えている。

とともに、——赤瀬川厚平の「老人力」ではないが——私は「父親力」の創造を目論んでいる。これは「夫力」と重大な連関を有するものであることは言うまでもない。これらに関しても別稿で詳述するつもりである。

(注)

1.

- (1)石原慎太郎『「父」なくして国立たず』、光文社、1997年。
- (2)同上、目次。
- (3)同上。
- (4)同上。
- (5)前近代から近現代にかけての「共同体」のありように関して詳しくは、天沼香「近現代『共同体』研究序説」(『史潮』新2号、1977年7月、弘文堂)
- (6)天沼香『日本史小百科〈近代〉—家族—』(1997年、東京堂出版)等を参照されたい。
- (7)石原前掲書。
- (8)同上。
- (9)同上。
- (10)同上。

2.

- (1)本間千枝子『父のいる食卓』、1987年、文藝春秋。
- (2)同上、「あとがき」。
- (3)諸井薫「父と息子」(『男の背中』〔1994年、日本経済新聞社〕所収)。
- (4)河上亮一「『お子様数』がここまで学校をダメにした」(担任が公開する川越市立名細中学2年4組1学期の記録)、『文藝春秋』、1997年10月号。
- (5)諸井前掲書。
- (6)諸井薫『父の居場所』、1992年、中央公論社。
- (7)諸井薫『父の原像』、1997年、集英社。同書の「あとがき」部分の叙述。
- (8)諸井薫『父よ!』(1990年、文藝春秋。)等々を参照されたい。
- (9)妙木浩之『父親崩壊』、1997年、新書館。
- (10)同上。
- (11)この件に関して詳しくは、天沼香「『大正』時代区分論~時期区分としての大正市民主義期の提唱~」(『東海女子大学紀要』第1号、1982年3月)、天沼香『ある「大正」の精神』(1982年、吉川弘文館)等を参照されたい。
- (12)妙木前掲書。

- (13)同上。
- (14)同上。

ヌーのメンバーによる聞き書きに対する大塚野良（当時31歳）の話「シングルライフ・女——家族の排他性って、我慢できないんです」より。

3.

- (1)土居健郎『「甘え」の構造』、1971年、弘文堂。
- (2)滝野功「〈甘え〉と自立」、南博編著『日本人の人間関係事典』、1980年、講談社。
- (3)山村賢明「現代家族における父親の役割」（児童研究会編『子どもと父親・母親』（児童心理選集2 1976年、金子書房）所収論文）。
- (4)同上。
- (5)同上。
- (6)同上。
- (7)林道義『父性の復権』、1996年、中央公論社。
- (8)丸山真男『日本の思想』、1963年、岩波書店。
- (9)山極寿一『家族の起源—父性の登場』、1994年、東大出版会。
- (10)林前掲書。
- (11)同上。
- (12)同上。
- (13)同上。
- (14)高木俊彦「病理としての父と子——父と息子の場合／家庭内暴力」（『青年心理』第51号〔1985年7月、金子書房〕所収論文）。
- (15)林前掲書。
- (16)同上。
- (17)町沢静夫『「壊れもの」としての家族』、1998年、大和書房、53—4ページ。
- (18)同上。
- (19)林前掲書。
- (20)石原前掲書。
- (21)高木前掲論文。
- (22)林前掲書。
- (23)上野千鶴子『女遊び』、1988年、学陽書房、184ページ。
- (24)河合隼雄『母性社会日本の病理』、1976年、中央公論社、9ページ。
- (25)同上、10ページ。
- (26)「自分にとって父親とはどんな存在か」というテーマで学生に書いてもらった文章のひとつ（1998年）。
- (27)「あなたの家庭における父親」というテーマでインタビュー調査した際の回答のひとつ（1998年）。
- (28)島崎敏樹『心の風物誌』、1963年、岩波書店。
- (29)スタジオ・アヌー編『家族？』、1986年、晶文社。同書中の第10章「もうひとつの家族」所収の、ア